

隠岐の島町社会福祉センター管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、隠岐の島町社会福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の福祉に関する相談、情報の提供及び研修等社会福祉活動の拠点施設として社会福祉センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 社会福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
隠岐の島町社会福祉センター	隠岐の島町原田396番地

(使用時間)

第4条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 会長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、臨時に休館日を定めることができる。この場合においては、あらかじめ公示する。

(使用の申請)

第6条 センターの使用の許可を受けようとする者は、使用する前日までに使用許可申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第7条 会長は、使用を許可したときは、使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 センターの維持管理上必要があると認めるときは、利用の許可に当たり条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理に支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、使用を

停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(使用料金)

第10条 センターの使用者は、使用料金を納入しなければならない。

2 使用料金は、別表に掲げる額とする。

(使用料金の免除)

第11条 次のいずれかに該当するときは、使用料金を免除することができる。

- (1) 町及び社会福祉協議会が主催又は共催して行う行事に使用するとき。
- (2) 町内の団体が福祉活動に使用するとき。
- (3) その他会長が必要と認めた者が使用するとき。

2 前項の免除を受けようとする者は、使用料金免除申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、センターの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、この規程に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 火災及び盗難の発生予防に留意すること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為をしないこと。
- (4) 職員の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、建物若しくは備付物件をき損し、又は、滅失したときは、会長が指示するところにより原状に回復し、又は、損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第 10 条関係)

社会福祉センター使用料金表

施設名／区分	使用料金
多目的研修室	1 時間当たり 250 円
多機能集会室	1 時間当たり 250 円

備考

1. 使用料の額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 4 条の規定に基づく消費税を含む